

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十七号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書及び第二項ただし書中「九百七十円」を「四百二十円」に改める。

別表第二第八号ハ中「百九十円」を「百八十円」に、「二百二十円」を「二百円」に、「三百十円」を

「二百九十円」に、「三百四十円」を「三百二十円」に、「九百二十円」を「八百六十円」に、「九百五十

円」を「八百九十円」に改める。

別表第四第五号ニ中「四十五万八千三百円」を「五十二万三千六百円」に、「三十二万八百円」を「三

十一万五百円」に改め、同表第九号及び第十号イ中「四十三万円」を「百七十二万円」に改め、同号

ロ中「三十七万七千七百円」を「百四十八万六千七百円」に改め、同表第十一号中「四十三万円」を「百

七十二万円」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

経済産業大臣 齋藤 健
内閣総理大臣 岸田 文雄